

農産物における製造物責任（PL）に関する一考察

西井 一成¹・宮守 則之²・松島 貴則¹

(¹ 高知大学農学部農業経営学研究室・² 大阪法律ゼミナール)

A Study of Product Liability on Agricultural Products

Kazushige NISHII¹, Noriyuki MIYAMORI², and Takanori MATUSHIMA¹

¹ *Laboratory of Farm Management, Faculty of Agriculture*

² *OSAKA Legal Seminar Co., Ltd.*

Abstract : Recently, there is a movement to enact the product liability law in Japan. Product liability is the legal liability of manufacturers and sellers to compensate buyers, users, and even bystanders, for damages or injuries suffered because of defects in goods purchased. A tort which makes a manufacturer liable if his product has a defective condition that makes it unreasonably dangerous to the user or consumer.

In Japan there are a lot of problems in this kind of tort law when product liability law will be enacted.

Among other things, we here discuss about goods purchased from manufacturer who makes agricultural products.

Drafter who intend to make this kind of tort law want to involve the agricultural products in goods purchased.

So we study whether or not it is appropriate to be involved primary agricultural goods such as pimento, tomato and orange.

1. はじめに

製造物責任（PL）は「Product Liability」の日本語訳であり、製造者から小売商などを通じて販売された製品に欠陥があった場合に、消費者・利用者さらにはその他の者が、身体・生命・財産に損害を被ったときに、製造者に損害賠償責任を負わそうとするものである。

1963年の米国カルフォルニア州のグリーンマン対ユバ・パワー・プロダクト事件において、製造物の使用中の事故について、使用者が製造者の製造物に関する過失について立証しなくても、製造物に欠陥のあることさえ立証すれば、不法行為上の厳格責任を負うと判示した判例をリーディング・ケースとして、消費者保護運動の高

まりの中で、製造業者や販売会社の責任を厳しく問い、その後不法行為の根拠づけとして厳格責任の法理が米国各州に採用され、またECに於いても製造物責任法としてEC指令（1985）に採用されており、日本でも、経済企画庁に設けられている国民生活審議会消費者政策部会の「製造物責任制度等に関する委員会」において検討されている。

本稿では、まず「製造物責任」について共通に認識されている概念を説明し、次に日本における立法の動向と問題点を述べ、最後に農産物がいわゆる製造物責任で言われる「製造物」にあたるかどうか、そしてどのような場合が該当するのか、具体的な例をあげ検討をおこなう。

2. 製造物責任（PL）とは

製造者から小売商などを通じて販売された製品に欠陥があった場合に、消費者、利用者、さらにはその他の者が、身体、生命、財産に損害を被ったとき、製造者に損害賠償責任を負わそうとするのがPLであり、日本で言われているいわゆる「製造物責任」である。製造者に製造物責任を初めて認めた米国では、ほとんどの州において、製造物から生じた損害について製造者のみならず流通に関与した業者に対しても製造物責任を負わせている。

たとえば、わが国においてNメーカーが製造した32インチの大型テレビを消費者CがDスーパーマーケットから購入して使用していたところ、突然そのテレビの背後から火を吹き出し、Cの家が全焼したと仮定しよう。この場合、Nメーカーの責任を認めるための法的構成としては、製品の瑕疵に注目して売買契約における売主の瑕疵担保責任の拡大適用も考えられるが、被害者CとNメーカーとは直接の契約関係がないことから、現在の法制度の下では、Nメーカーの責任を追及するには民法第709条の一般的不法行為によるのが最も妥当とされている。民法第709条は「故意または過失により他人の権利を侵害したる者はこれによりて生じたる損害を賠償する責に任ず」と規定しており、Nメーカーに損害賠償の責任を追及するには、①侵害行為(瑕疵=欠陥)②故意・過失③損害④権利侵害と損害との因果関係の4つの要件を満たす必要がある。

この条文により、Nメーカーの責任を問うためには、消費者Cは、当該テレビに「瑕疵=欠陥」が存在しており、その瑕疵のあるテレビを製造したことに対してNメーカーに「過失」があり、さらに、当該テレビの瑕疵と損害発生との間に「因果関係」のあることが要求されており、それらすべてを消費者たるCの方で主張立証しなければ、Nメーカーに対して、Cの家が全焼した責任を負うことができない。裁判所において消費者Cが立証できれば、損害賠償金をNメーカーから取れるが、民事訴訟法において「立証責任あるところに敗訴あり」という法格言があるように、この立証は非常に難しい¹⁾。

米国では、このような例、すなわち消費者たるCを救済するために、種々の理論構成が考え出されてきた。「欠陥」の概念の拡張、過失責任にかえてNメーカーに過失がなくても賠償責任を認める厳格責任の導入、「因果関係」の立証を容易にするために立証責任を加害者側に転換する等、さらには訴訟手続きにおいて被害者に加害者の手元にある証拠資料のディスカバリー(開示請求)を求める方法等によって消費者たる被害者を救済する等、多くの判例の中で不法行為の一分野としての「製造物責任」という概念をつくり上げてきた。

3. 日本における立法の動向と問題点

現在、日本においてもこの製造物責任法を制定しようという気運が盛り上がってきている。たとえば、総理大臣の諮問機関である経済企画庁に設けられている国民生活審議会消費者政策部会の「製造物責任制度等に関する委員会」において、PL法を導入すべきかどうかについて昨年の秋に最終答申を出す予定であったが、産業界側の強い反対意見により、もう1年最終答申が持ち越されている。現総理大臣が、消費者重視の基本政策を打ち出していることから、PL立法の可能性は高いものと思われる。

産業界は基本的には立法には反対しているが、PL法制定が世界の趨勢であり容認せざるを得ないなら「穏やかな立法」、消費者団体・弁護士会は「過激な立法」を望んでいる。「穏やかな立法」と言うのは、最初に述べた4要件、すなわち「侵害行為=欠陥」「故意・過失」「損害」「欠陥と損害の発生との間の因果関係」の4要件のうち、「故意・過失」の要件をなくして他の3つの要件がありさえすれば、製造物責任を負うというものである。

一方、消費者団体・弁護士会がいう立法(「過激な立法」)案には、「故意・過失」の要件をなくすのは同じであるが、さらに「欠陥」や「因果関係」に推定規定を設けたり、「損害」について実際に被った損害(「実損害」)を超えて「懲罰的損害」すなわち企業に対して「故意」

があるような場合に罰金に類似するような損害を別個認めている。

欠陥に推定規定を設けるというのは、たとえば欠陥テレビのように火災によってテレビも燃えてしまったような場合には、その当該製造物もなくなってしまったのだから、欠陥を立証することが困難になるので、立証を緩和するために事故が起これば当該製造物の欠陥があったことを推定しようとするものである。さらに、化粧品のように副作用によって事故が生じたような場合、消費者には欠陥があったかどうか科学的に立証することが困難であるので、欠陥を推定しようとするものである。

また、因果関係を推定する推定規定を入れようともしている。たとえば、医薬品や化粧品のように科学的に原因を特定することが非常に難しい場合²⁾、因果関係の証明を原告側に負わずに、因果関係を推定しようとするものである。

立法によって、これら欠陥の推定・因果関係の推定ということを規定すると、被害者にとって、立証は非常に楽になるが、製造者である企業にとっては非常に酷な結果となる。被害者は損害さえ主張すれば、後は「欠陥」も「因果関係」も推定されてしまうので、被告すなわち企業は責任を負わなければならないことになり、製造者に非常に不利な立法となる。

このような過激な立法の制定を唱える人々は、PLの先進国たるアメリカのPLを参考にしたと言われているが、アメリカでもそこまで過激な法律は存在せず³⁾、1つの事件で、「欠陥」も「因果関係」の存在も認められたものはなく、両者を認めることは、加害者にあまりにも不利になるので、アメリカの判例はかえってこれを否定している。

また、懲罰的損害賠償というのは、「損害」について「実損害」(実際に被った損害)を超えて「懲罰的損害」すなわち企業に対して「故意」があるような場合に罰金に類似するような

損害を別個認めるということである。民事と刑事の峻別がなされていなかった時代のコモン・ロー⁴⁾においては、民事の不法行為法のなかに刑事の罰金と類似の罰則をもっていたが、その名残りが懲罰的損害賠償であり、このような性質をもっている「懲罰的損害賠償」を、最も近代的な法律であるPL法に取り入れようとすることは時代に逆行するものと考えられる。

EC諸国の製造物責任法は、日本の消費者その他の団体が希望しているような過激な立法ではない。ECでは、将来政治経済を通じて一体として行動することになるので、経済に関する主要な法律も統一されるよう急がれている。しかし、急に従来の法律と大きく異なっては各国において混乱が生じるため、予め各国は国内法を整備しておく必要があるということで、各国に対してEC指令が出ている。製造物責任に関する立法もその1つで、現在では多数の国が製造物責任に関する法律を制定してきている。それらEC諸国の製造物責任法は、穏やかな立法、すなわち、無過失責任にたち、欠陥、損害、および因果関係は被害者たる原告が主張立証しなければならないとしている。

4. 製造物責任の客体と主体

農産物が製造物に含まれるか否か、そしてまた農産物が製造物に含まれるとすると、その製造物責任を負う者は誰なのか、本節ではわが国の各試案および米国とEC指令の定義にもとづいて紹介する。

製造物責任の客体となる製造物及び製造物責任の主体となる製造者等について、わが国の各試案および米国とEC指令の定義は、経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編の「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」(254-281頁)では表1、表2のようにまとめられている。

(1) 製造物の定義

表1

--	--

私法学会における提案 (平2)	第3条 この提案において「製造物」とは、すべての動産をいうものとし、それが他の動産又は不動産に組み込まれた場合を含むものとする。
製造物責任要綱 (平3、日弁連)	第2条 この法律による用語の定義は次のとおりとする。 1 「製造物」とは、流通におかれたすべての物をいう。但し、なんらの加工もせず販売される不動産を含まない。
東京弁護士会 (平3)	第2条 本法における用語の定義は次のとおりとする。 1 製造物とは流通過程に置かれたすべての物をいい、未完成品たるかと否を問わず、部品、原料、成分等の構成物及び混合物を含む。但し、なんらの加工もせず販売される土地を含まない。
社会党案 (平4)	第2条 この法律において「製造物」とは、人が製造した動産をいう。 2 この法律において「製造」には、加工を含み、栽培、増殖及び飼育を含まないものとする。
公明党案 (平4)	第2条 この法律において「製造物」とは、人が製造(栽培及び飼養を含む。以下、同じ。)をした動産をいう。
米国第2次不法行為リス テイメント (1965)	§ 420A コメントd 本条の準則は、…最終の利用者や最終の消費者に届くと予期された状態又は実質上それと同じ状態で販売されたすべての製品に及ぶ。 コメントe 本条の準則は、加工を施したことによって制限されるものではない。
EC指令 (1985)	第2条 本指令において「製品」とは、第一次農産物及び狩猟物を除くほか、すべての動産をいい、それが他の動産または不動産に組み込まれている場合をも含む。「第一次農産物」とは、第一次加工を受けた製品を除く、農産物、畜産物及び水産物をいう。「製品」は、電気も含む。

無過失責任が適用される「製造物」の範囲について、わが国の社会党案を除いた各試案は、「すべての物」を対象としており、責任の客体を広く捉えている。これに反して、EC指令は、製造物の範囲を動産に限っており、しかも第一

次農産物・狩猟物を原則として除外し、個々の加盟国において立法化されているものをみても、第一次農産物・狩猟物を「製造物」に含めているのは、ルクセンブルグのみであった。

(2) 責任主体

表2

私法学会における提案 (平2)	第7条 この提案において製造者とは、完成品、構成部品又は原材料の各製造者をいうものとする。この「製造者」には、自然産物の収穫、採取若しくは捕獲者、製造物の製造に関与し製造者と同視することができる立場にある者又は自己の氏名、商標その他の標識を製造物若しくはその容器、包装等に付することによって自らを製造者として表示した者を含むものとする。 2 製造物を輸入したものは、製造物と同一の責任を負うものとする。
--------------------	--

	<p>3 前2項に定める者を特定することができない場合には、各供給者は、製造者と同一の責任を負うものとする。ただし、供給者が、被害者の要求に基づき相当期間内に製造者、輸入者又は自己より前の供給者を特定して告知したときは、その責任を免れるものとする。国外の製造者によって製造された輸入品に関しては、その製造者が特定されていても、輸入者を特定することができないときは同様とする。</p>
<p>製造物責任要綱 (平3、日弁連)</p>	<p>第2条 2 (1)「製造者」とは、業として製造物を製造または加工する者をいう。 (2) 次の各号に該当する者は、この法律においては製造者と看做す。 ① 業として自然産物の採取、捕獲をする者 ② 製造物またはその容器、包装等に、自己の商標・標章・商号をその他自己を表示する名称を付して業として流通させる者 ③ 製造物の輸入者</p> <p>第12条 この法律の規定は、第2条第2項に掲げる者以外の者で、次の者に準用する。但し、これらの者が欠陥を生じさせたのではなく、かつこれらの者が欠陥を知ることが期待できない場合を除く。 (1) 製造物の販売業者、賃貸業者、リース業者 (2) 製造物の梱包業者、運送業者、倉庫業者 (3) 製造物の修理業者、設置業者</p>
<p>東京弁護士会(平3)</p>	<p>第2条 2 製造者とは製造物の製造者、製造物に商標・標章・商号その他自己を表示する名称を付して流通させる者及び製造物の輸入者をいう。但し、これらを業としない者を除く。</p> <p>第11条 この法律の規定は第2条第2項に掲げる者以外の者で、次の者に準用する。但し、これらの者が欠陥を生じさせたのではなく、かつこれらの者が欠陥を知ることが期待できない場合を除く。 (1) 製造物の販売業者、賃貸業者、リース業者 (2) 製造物の梱包業者、運送業者、倉庫業者 (3) 製造物の修理業者、設置業者</p> <p>上記に掲げる者が既存の欠陥によって生じた損害につき被害者に賠償をしたことにより製造者に求償をする場合には、本章第3条、第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。</p>
<p>社会党案(平4)</p>	<p>第2条 5 この法律において「製造者等」とは、次に掲げる者をいう。 一 製造物の製造を行った者 二 製造物の輸入を行った者 三 製造物(その容器及び包装を含む。次条第1項4号において同じ。)に自己の氏名または名称、商標その他の標示を付すことにより、自己を第1号若しくは前号に掲げる者として表示し、又は自己がこれらの者と認められる表示をした者</p> <p>6 この法律において「供給者」とは、製造物の販売、賃貸その他の供給を業として行った者(製造者等を除く)をいう。</p> <p>第7条 製造物の欠陥により損害が生じたときは、被害者は、当該製造物の供給者に対し、当該製造物の製造者等又は当該供給者より前の供給者を特定するために必要な事項を告知するよう請求することができる。</p>

	<p>2 前項の請求があった日から3月以内に、当該請求をした者に対し、当該製造物の製造者等（当該製造物が輸入されたものである場合にあつては、輸入を行った者又は輸入された製造物について第2条第5項第3号の表示をした者。次項において同じ。）又は当該供給者より前の供給者の氏名又は名称及び住所等これらの者のうちいずれかを特定するに足りる事項の告知がされなかったときは、当該請求を受けた供給者は、当該製造物の製造者等が負う責任と同一の責任を負う。</p>
<p>公明党案（平4）</p>	<p>第3条 製造物を製造した者（以下「製造者」という。）は、自己が製造し、かつ、自己の所持を離れた製造物の欠陥により他人に損害（当該他人の事業について生じた損害（人の生命又は身体が害されたことによる損害を除く。）を除く。以下同じ。）を生じたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。当該製造物が他の物の一部となった後において当該製造物の欠陥によって生じた損害についても、同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、製造者が次の各号の一に該当する事実を証明した場合には、適用しない。</p> <p>一 業として当該製造物を製造した者でないこと。</p> <p>二 当該製造物が、自己の意思に基づかないでその所持を離れたものであり、かつ、その所持を離れたときにおいて当該製造者が当該製造物と同種の製造物を他の者に引き渡す場合における通常形状となっていなかったこと。</p> <p>三 当該製造物が当該製造者の所持を離れた時において、当該製造物に当該欠陥が存しなかったこと。</p> <p>第4条 製造物を輸入した者（以下「輸入者」という。）は、自己が輸入し、かつ、輸入後自己の所持を離れた製造物の欠陥により他人に損害を生じたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。当該製造物が他の物の一部となった後において当該製造物の欠陥によって生じた損害についても、同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、輸入者が次の各号の一に該当する事実を証明した場合には、適用しない。</p> <p>一 業として当該製造物を輸入したものでないこと。</p> <p>二 当該製造物が、自己の意志に基づかないでその所持を離れたものであり、かつ、その所持を離れた時において当該輸入者が当該製造物と同種の製造物を他の者に引き渡す場合における通常形状となっていなかったこと。</p> <p>三 当該製造物が当該輸入者の所持を離れた時において、当該製造物に当該欠陥が存しなかったこと。</p>
<p>米国第2次不法行為リステイトメント（1965）</p>	<p>§ 420A</p> <p>コメント f 本条の準則は、…利用や消費のため製品を販売する業務に従事するすべての人に適用される。したがって、本準則は、かかる製品の製造業者、卸売商、小売商、流通業者に対して適用される。売主は、製品を販売する業務に専ら従事している必要はない。</p>
<p>E C指令（1985）</p>	<p>第3条 「製造者」とは、完成品の製造者、原材料の製造者または構成部品の製造者、及び自己の氏名、商標その他の標識を製品に付して自らをその製造者と表示した者をいう。</p>

- 2 製造者の責任と並んで、製品の売却、賃貸、リースその他の方法によって配布する目的をもって業としてECに輸入する者も、本指令においてはその製品の製造業とみなし、製造者としての責任を負う。
- 3 製品の製造者を特定することができないときは、その供給者が、合理的期間内に被害者に対して、その製造者、または当該供給者にその製品を供給した者を告知する場合を除き、その製品の各供給者をその製造者として扱う。輸入品に関しては、その製造者の氏名が表示されていても、前項に定める輸入者が特定されない場合は、同様に扱う。

責任主体については、わが国の各試案は、「製造者」のみならず「輸入業者」・「販売業者」・「賃貸業者」等流通において関与する者にも責任を負わせることにしているが、EC指令では、流通に関与する者のうち、輸入業者を除いては原則として責任を否定している。米国では、流通に関与する業者等の責任を広く捉えている。

5. 農産物へのPL法適用の具体例

前節で見たように、EC指令及び社会党案を除いては、農産物に対しても製造物責任を認めている。本節では、次に具体的に農産物について製造物責任がどのような形で適用されるのかを検討する。

消費者は、農産物を直接に生鮮食料品として消費する場合と農産物を加工した後の食料品(例えば、罐ジュース、ワイン、フルーツ罐詰等々)として消費する場合がある。後者については、通常の工業製品と同様に考えられるので、ここでは前者の場合に限って議論を進める。

農産物の製造者はわが国では大部分が農家であり、農家は、種子を蒔き、苗を作り、それを大きく成長させて、収穫し、市場に出荷する。出荷された農産物は、市場から仲買などを通じて、小売店に卸され、消費者は小売店から農産物を購入している。

従来、農産物の場合、生産者である農家は一般に小規模であり、各農家から生産される農産物は工業製品に比して少量であり、また農産物は出荷から消費者の手に渡るまでの期間が短いので、大量に広い地域に流通されるものではな

かった。また、生産過程における農薬の使用が食物に残留し、それが人体に深刻な影響を及ぼすことについての研究も進んでいなかったもので、消費者は生産者の個々の農家の名前や生産過程などについて詳しく知る必要はなく、もし、小売店から購入した野菜や果物が腐っていて、それによって腹痛を起こしたり、中毒にかかったりしても、それは小売店と消費者との間の単なる不法行為の問題として解決されるものであった。

ところが現在では、輸送機関の発達や保存方法の格段の進歩により、農産物は日本のみならず、世界各地から輸送され、小売店の店頭で販売されるようになってきている。罐詰や瓶詰などの加工品については、製造年月日・原産国や加工国、その製品への添加物など一定の事項について、ラベルに表示することが法律で義務づけられているので、消費者は当該製品についてその内容を十分に認識して購入することが可能である。しかし、小売店の店頭に並んでいる玉葱やピーマンなどの農産物には、生産者の氏名はもちろん、産地や収穫年月日の表示、使用農薬の種類、使用頻度、使用期間等、さらには輸送方法などについて表示のないものが大部分である。

わが国での農薬の使用については、農薬取締法等の法律によって規制され、また、今年からJAS法の改正によって、有機農産物について、有機農産物等にかかる青果物等特別表示ガイドラインを制定し、消費者に適切な表示による食品情報を提供することになっている。

しかし、たとえば、フィリピンで生産されたバナナは、商社によって買付けられ、船倉で消毒され、熟成されて日本に運ばれている。また、

アメリカで生産された小麦は収穫後に農薬を散布され、輸送中の腐敗や虫喰いを防いでいる。これらポスト・ハーベストとして問題になっているものの他に、養豚などでは、ある種のホルモン剤を注入し、生育期間を短縮して出荷している例もあり、また、まったく土を使わず、屋内で水と肥料で「野菜」を栽培する野菜工場もある。さらに、バイオテクノロジーを駆使して、種子の段階から遺伝子を組替えて、従来より3倍も大きなトマトや魚を作る研究も進み、また、新種の野菜や果物を作り出す技術も開発されてきている。

科学や運送手段の発達による生産過程や流通過程の変化によって、農産物は狭い地域に流通する少量の製品とはいえなくなってきており、消費者にとっても、食生活における健康・安全志向の要請が強くなってきており、万が一、健康を害された場合には、消費者は生産者を訴え、その責任を問うべき場合が生じる可能性が大きくなってきている。本節では、これらの農産物の消毒により考えられる被害について、その原因を大きく(1)プレ・ハーベスト(2)ポスト・ハーベスト(3)バイオテクノロジーの3つに分け、それらの中でも製造物責任法の適応の可非について分類・検討をおこなう。

(1) プレ・ハーベストの問題

1) 使用禁止農薬による被害

農家が自己の栽培する野菜等の農産物を生産するために、使用禁止されている農薬を使用したことによって消費者の生命、身体等に被害を生じさせたならば、その被害を消費者に賠償しなければならないことは当然であり、これは、製造物責任法が制定されると否とにかかわらず生産者は被害者の損害を賠償しなければならない。

2) 使用許可のある農薬による被害

① 使用基準に従っていた場合

農家が自己の栽培する野菜等農産物を、使用許可のある農薬を使用して、しかもその農薬の使用基準に従って使用し、生産したにもかかわらず、消費者の生命、身体等に被害を生じさせた場合には、製造物責任が問題となり、また、

農薬製造会社の製造物責任の問題も生じる。さらに、国の農薬許可についての責任がどうなるかについても困難な問題が生じる。

② 使用基準に従っていない場合

農家が自己の栽培する野菜等農産物に、使用許可のある農薬を使用して生産したとしても、生産者がその農薬の希釈濃度を超えて使用したり、使用回数を基準以上に多くしたような場合、残留農薬による被害が予見しうるために、それによって消費者の生命、身体等に被害を生じさせれば、使用禁止農薬による場合と同様に、消費者の被害を賠償しなければならない。これは、製造物責任法が制定されると否とにかかわらず生産者は被害者の損害を賠償しなければならない。

(2) ポスト・ハーベストの問題

1) 生産者が薬品等を添加した場合

農産物を収穫した後で、それらの農産物が消費者の手に渡るまでに、生産者が腐敗防止や鮮度維持のために当該農産物に薬品その他を添加することによって、消費者の身体に被害を生じさせた場合に、やはり製造物責任の問題が出てくる。

2) 生産者以外の第三者が添加した場合

一定の地域の生産者から農産物を集め、たとえば、生産者共同組合のような団体が、農産物の品質を維持するために、又は腐敗防止を行うために、食品添加物、食品照射、くん蒸消毒、ホルモン剤等を与えたりすることによって、本来は無害であるはずの農産物を有害なものに変質せしめ、その結果、消費者の身体等に被害を生ぜしめたとする。この場合には、農産物を生産した生産者には何ら責任はない代わりに、それらの処置をした第三者が製造物責任を負うことになる。

また、バナナを輸入するに当り、輸入業者が輸送の船倉で消毒し、熟成させて日本に運搬し、国内でバナナを供給するような場合には、外国の生産者ではなく、輸入業者が製造物責任の主体とされる。

3) ポスト・ハーベストにより汚染された

飼料を使用した場合

ポスト・ハーベストによって汚染された飼料を与えたブロイラーや豚の精肉については、養鶏業者、養豚業者とともに、当該飼料を供給した業者等にも製造物責任が課される。

(3) バイオテクノロジーの問題

1) 人体に影響のないことの保証のない場合

遺伝子組換え食品については、日本では未だ実験段階に止まっており、市場に出回っていないが、近い将来、これらの食品が市場に出回ることが予想される。この場合、バイオ技術によって製品化された食品が人体に悪い影響を及ぼさないものであることが、確実に医学的見地から保証されていなければならない。そのような実験をせずにバイオ食品を市場に出荷し、それによって消費者の身体に障害を与えれば、それ自体において不法行為を構成し、製造物責任以前の問題として処理される。

2) 人体に影響のないことの保証のある場合

バイオ食品を出荷する前に、十分な科学的検証がなされ、その結果、人体に何ら障害を与えないことが保証されて出荷された場合、それにもかかわらず、消費者の身体に障害を生じさせたときには、製造物責任の問題が生じる。この場合の科学的検証は、医薬品等と同等程度の安全基準を設ける必要がある。

3) ラベルの表示義務について

次に遺伝子組換え食品について、生産者、製造年月日、及び販売者等の表示は必要であるが、問題は、遺伝子組換え食品であることの表示が必要か否かである。

これについては、米国では、ベンチャー企業であるカルジーンが開発したバイオトマトについて興味ある問題が提起されている。米国食品医薬局(FDA)は、このカルジーン社のバイオトマトを近く認可する予定であるが、ラベル表示については、米国のバイオ業界の圧力によって、バイオであること自体を表示することが、遺伝子組換え食品をあたかも人体に有害である

かのような印象を与えるとして反対している。しかし、今年9月、イリノイ州シカゴ市は、遺伝子組換え食品をスーパーマーケットなどの小売店で販売する際、消費者にそのことが分かるようなラベルなどの表示を義務づける条例を制定している。これは、日本でも将来バイオ食品を販売する場合に何らかの示唆になるのではないかと思われる。食生活における、健康・安全志向、本物志向等の消費者の要求が高まってきている今日において、消費者の知る権利に奉仕するものとして前向きな検討がなされるべきである。

6. おわりに

農産物における製造物責任の問題について若干の考察をしたが、筆者等は、はたして農産物一般を製造物責任法でいう「製造物」に含ましめてよいのか絶えず疑問に感じている。製造物責任法でいう「製造物」を広く捉え、「流通におかれているすべての製造物」として農産物を含めるのは、一見消費者の保護に厚いように思われるが、必ずしも、消費者保護にはならないと考えている。本来、「製造物責任」という概念が確立されてきたのは、科学技術の発展と流通過程の複雑化に伴う大企業の形成発展による社会構造の変化と、消費者運動の高まりによって、従来の不法行為の一分野としての個人対個人の関係から裕福な大企業と零細な消費者という図式へと転換してきたことによるものである。日本の場合、農産物の生産は裕福な大企業によって行われているものではなく、多くの零細な農家によって少量ずつ生産されているのが実状である。米国のような大規模な農家を想定して、わが国で農産物を製造物に含ましめることは、不合理と言わなければならない。それゆえにこそ、EC指令においても、製造物を動産に限っており、しかも第一次農産物や狩猟物を原則として除外している。第一次農産物を製造物責任の客体に含ましめることによって、かえって、生産者を萎縮させ、活力ある農業の発展を阻害することになるとも考えられる。このような観

点から、農産物生産者は、日本に近い将来導入される製造物責任法の客体から第一次農産物を除外するように各種団体に働きかける必要がある。

また、今日、ヒステリックなまでに製造物責任法の制定を唱えている学会及び弁護士会、消費者団体等は、一片の製造物責任法が制定されたなら、消費者救済がそれによって完全に図られるかと思っているのか疑問でもある。農産物一つとっても生産者たる農家に与えるインパクトは大きい。製造物責任法を制定しようとする趣旨は、大量に製造物を生産している大企業がそれによって巨額の利潤をあげておりながら、万が一その製造物から消費者に対して被害を生ぜしめたならば、その被害を賠償させるのが社会的公平に適していると考えられるものである。ところが、わが国のように、工業生産物の大半は大企業ではなく零細な中小企業によって生産される現状をみると、製造物責任法が制定されれば、消費者は大企業から被害を救済してもらう機会は今よりも増えることは確実であるが、一方では中小の零細企業が受ける被害も尽大なものとなるであろう。彼等は被害を予想した金額を製品に転嫁できないからである。

さらに、立法に際して困難な問題も多く残っている。製造物責任法の制定を急いでいる人々は、大きく網をかけて個別の場合に救済を図ればよいと考えているかもしれないが、筆者等から言えばそれは非常に難しいものであり、法律が制定されればそれが一人歩きするのが従来からのわが国の実情であるからである。もともと、不法行為の分野においては、将来予見しえない新たな侵害状況というものがあり、それらを想定して法律を制定することは、不可能なことである。筆者等は、不法行為特に製造物責任に関する分野は、非常に制定法に馴染みにくいものであるから、これをあえて制定法で規定することなく、生じた事象ごとに、裁判所の裁判官が具体的状況を踏まえて個々に妥当な解決を図ることが最も肝要なことであると常々考えている。

注

1) 「瑕疵」の存在は、家と共に「瑕疵があったかもしれない当該テレビ」も燃えてしまっているうえに、当該テレビの製造工程および製造ラインおよび検査結果等、当該テレビが他の瑕疵のないテレビと比較する材料がすべてNメーカー側にあつて、原告側にはなく、さらに、Nメーカーの「過失」は、「予見可能性」と置き換えてもよいが、Nメーカーの予見可能性を立証する困難もある。

2) たとえば、森永砒素ミルク事件では、砒素の混入によってその粉ミルクを飲んだ乳児が死亡した。この場合には、原因が砒素であることが明確であり問題は少ないが、問題は水俣病事件のように、工場の廃液の中に含まれている水銀を摂取した魚介類を食べたことから症状が現れたり、奇形児が生まれたりした場合は、その直接の因果関係を証明することが困難なことである。

3) ある判例によれば、四囲の状況から「欠陥」を推定した場合もあり、たとえば、小型飛行機事故のようにパイロットからの無線連絡によってエンジンの不調を訴える連絡があった後に墜落したような場合で、しかも、この飛行機は新しい型の飛行機であったような場合。別の判例によれば、清涼飲料水の場合に、「因果関係」の推定を認めたものもある。宮守則之著『アメリカのPL訴訟を知る』(有斐閣刊)に詳しい。

4) 日本で現在施行されている法律は、近代法治国家となるために明治政府によってドイツ、フランス等列強の諸国をまねて制定されたもので、大陸法系といわれ、国会で制定された民法という制定法を法源としており、民事と刑事を峻別している。わが国はそれらを見本として取り入れたため、民事と刑事は厳格に峻別されている。ところが、イギリスの影響を受けた米国は欧州大陸とは異なるコモン・ロー(「判例法」という法体系にたち、判例によって形成された膨大な判例法が民事の場合の法源となっている。判例法の起源は12世紀にまで遡ることができ、極端に言ってみればその当時の判例もまだ効力をもっているということである。コモン・ローについては、宮守則之・竹川秀夫共著『最新アメリカ民事訴訟法』(金融財政事情研究会刊)に詳しい。

平成5年(1993)9月30日受理

平成5年(1993)12月27日発行